



地域防災ガイドライン



富士見市
2018年(平成30年)

地域防災ガイドラインの目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を経て、災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」が不可欠であることを再認識したところです。日頃から「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識を持って、地域の皆さんが助け合うことにより、被害を少しでも軽減することができるはずです。

本ガイドラインは、自主防災活動を活性化させるために、その役割や自主防災組織の基本的な活動内容等についてまとめたものです。それぞれの地域の実情に合わせて創意工夫を重ねていただき、地域における自主防災活動を充実させるための参考として活用いただければ幸いです。

< 目 次 >

I. 自主防災組織とは.....	1
1. 自主防災組織の必要性.....	1
2. 自主防災組織の活動の役割.....	1
3. 自主防災組織の構成.....	2
4. リーダーの役割.....	3
5. 防災士の役割.....	3
II. 平常時の防災活動.....	4
1. 防災知識の普及・啓発.....	4
2. 防災資機材等の備蓄.....	12
3. 避難行動要支援者対策.....	13
4. 協働による自主防災組織の活性化.....	14
5. 避難計画の策定.....	16
6. 地区防災計画の策定.....	16
III. 防災訓練の実施.....	17
1. 防災訓練の目的.....	17
2. 防災訓練の実施方法・進め方.....	17
3. 各種訓練の概要.....	19
IV. 災害時の活動.....	21
1. 災害が発生した場合の自主防災活動.....	21
2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達.....	23
3. 被災者の救出活動.....	24
4. 消火活動.....	24
5. 救護活動.....	25
6. 避難行動.....	25
7. 避難生活（避難所運営）.....	26

I 自主防災組織とは

1. 自主防災組織の必要性

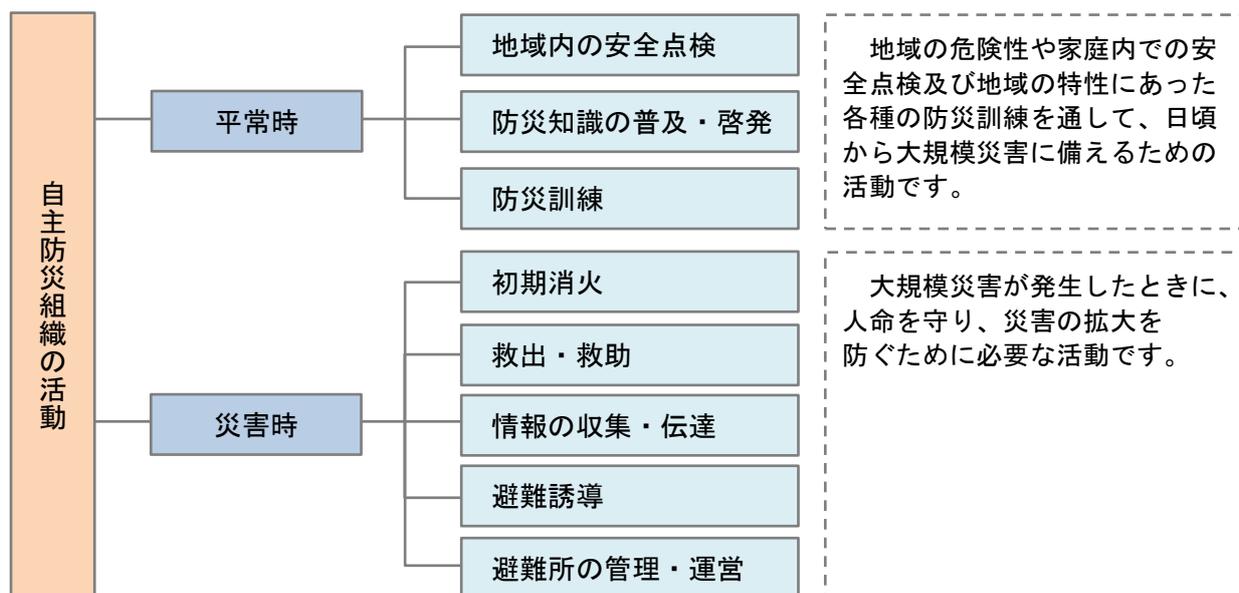
大規模災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび大規模災害が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、それが『自主防災組織』です。

事 例
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波により多くの方々の尊い命が失われ、また、人々の生活基盤すべてに甚大な被害がもたらされました。この大災害の中、被災地においては、多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、避難所運営の支援や炊き出し等の活動が行われ、地域の方々の備えとお互いの助け合いが大きな役割を果たすことが改めて認識させられました。

2. 自主防災組織の活動の役割

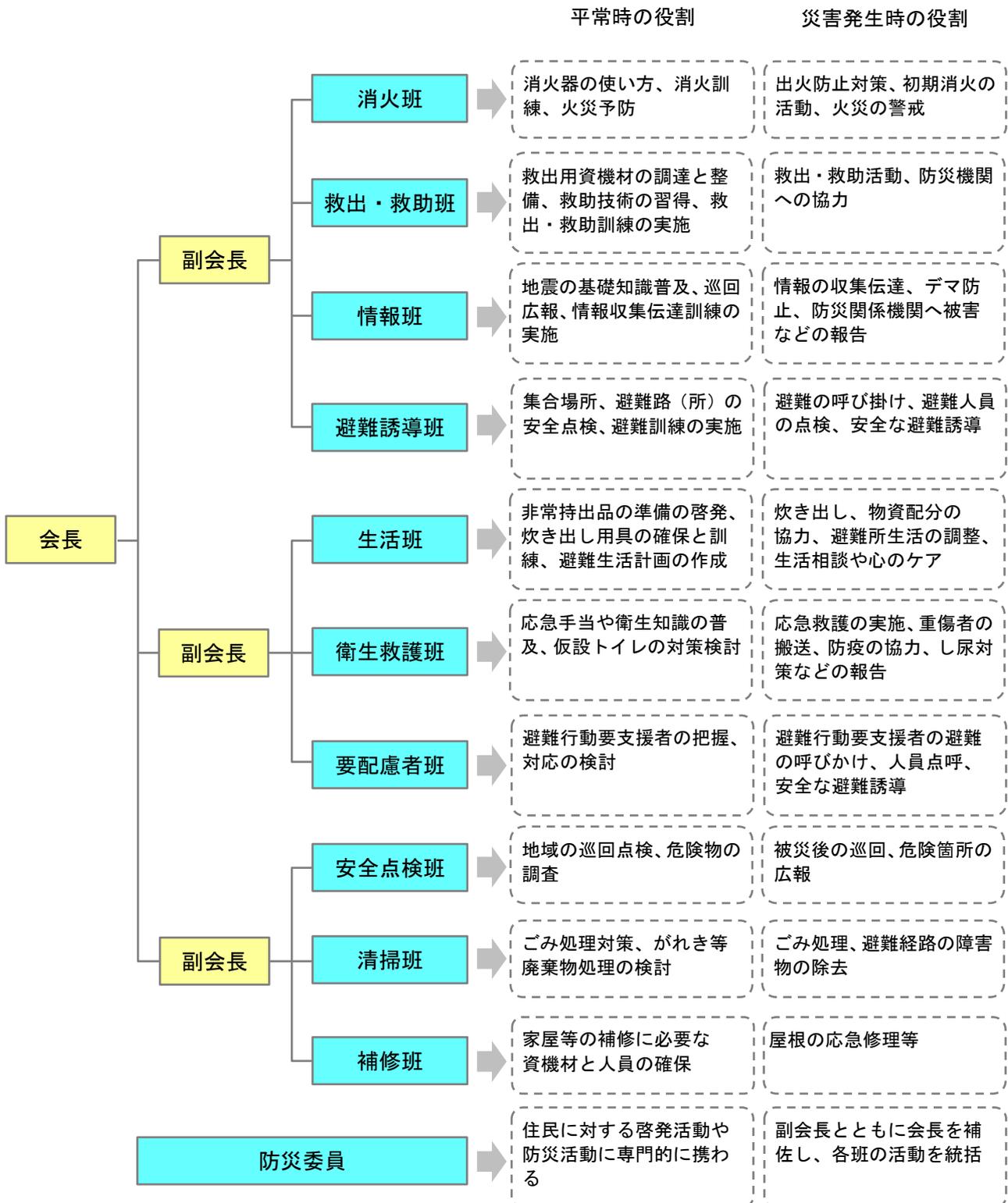
自主防災組織は、大規模災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害被害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



3. 自主防災組織の構成

●組織編成

[組織図・役割分担の例]



●編成方法

- ① 活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う方（防災リーダー）を選びます。防災リーダーには、防災部長をはじめ町会の役員などで、防災に関心があり、行動力のある方を充てるとよいでしょう。
- ② 災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町会組織の各部などにその役割を振り分けます。
- ③ 活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて適宜に活動班及び班員を置きます。
- ④ 加入世帯数が多い町会は、いくつかのブロックに分けるなど、地域の実情に応じた編成を行ってください。
- ⑤ 既に町会に自主防災組織が設置されている場合は、そのまま差し支えありませんが、連合町会で編成している場合は町会単位で再編成して下さい。

4. リーダーの役割

■ リーダーの役割

地域の防災活動は本来、地域の人たち自らの積極的な意思による参加で形成され運営されるものですが、それを待っていては容易に進展しないというのもまた事実です。地震などの災害への備えは必要だと思っただけでは、何をどうしたらよいのか、自分でもできるのかが分からず、何もしていない人も多いでしょう。

しかし、その方々も、ちょっとしたアドバイスや行動のきっかけをつくることにより、第一歩を踏み出せます。

防災リーダーは、防災訓練や研修会の際に地域の人々の先頭に立ち、自身の防災知識の普及啓発やアドバイス等を行っていただくことで、地域の防災活動を活性化させる役割を担っています。

■ リーダーに求められること

- ☆ 防災に関心があること。
- ☆ 行動力があること。
- ☆ 地域において人望が厚いこと。
- ☆ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できること。

5. 防災士の役割

防災士は、まず自分と家族を守るために、自宅の耐震補強、家具の固定、備蓄などを進め、それを周囲の人に広めていくとともに、地域・職場での防災啓発や訓練を実施し、防災活動の普及啓発を行う役割を担っています。

また、実際の災害時においても、積極的に避難誘導や初期消火、救出救助活動にあたるなどリーダーシップを発揮していただくことが期待されています。

II. 平常時の防災活動

1. 防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有していることが必要となります。

そのためには、自主防災組織としては、あらゆる機会を通じて、地域の住民が防災知識を吸収できるようにする必要があります。

防災知識普及のポイント

- ・まず家庭の防災対策（自助）が基本であることを理解してもらう
- ・自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
- ・会議や防災講座など様々な機会を利用して繰り返し継続的に、知識の普及活動に努める
- ・市や消防機関などの講習会や研修に積極的に参加してもらう
- ・自主防災組織として、防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布を行う
- ・災害体験者や、被災地の現地視察などの話を聞く

(2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。

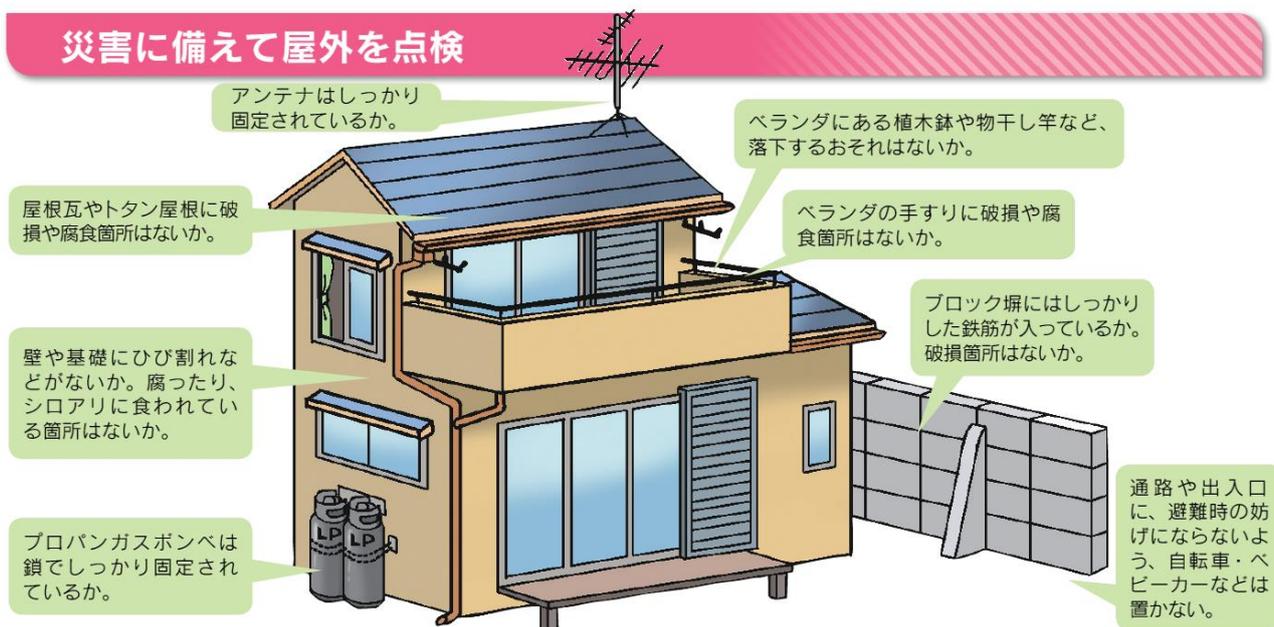
しかしながら、住民には「自分の家は大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。

自分の家の中を見渡し、もしもの時に備えて住宅の耐震化や家具の転倒防止器具の設置などがきちんとされているかを確認するよう、自主防災組織を挙げて啓発をお願いします。

■ 戸建住宅における防災対策

- ・富士見市では、木造住宅の簡易耐震診断や、耐震改修した住宅に対する税の減額措置を行っています。要件・詳細は市役所までお問い合わせください。

災害に備えて屋外を点検



■ マンションにおける防災対策

- ・管理組合が中心になって自主防災組織を作るなどの対策が必要です。また、管理会社や設備の保守点検会社と災害時の対応について、事前に調整しておく必要があります。
- ・マンションでは、一般に上層階ほど揺れが大きくなります。家具や家電を固定し、食器棚の扉に留め金をつけるなどの備えが大切です。
- ・ライフラインが途絶した場合、停電の影響で電気、水道が使用できなくなり、マンションではエレベーターが動かないため、物資等の運搬が困難となります。また排水管等設備の被害によるものだけではなく、排水用の水がなければトイレを使用することができません。飲料水、簡易トイレセット、食料品等を備蓄しておく必要があります。
- ・地震発生後は二次被害の危険性や停電の影響もあるため、エレベーターの使用は不可能です。エレベーターの中で地震が発生したら、行き先階のボタンを全て押し、閉じ込められた場合には「非常電話」のボタンを押し続けてください。地震を感知する装置が設置されているエレベーターは、最寄りの階で停止しますので、むやみに行動せず、救助が来るのを待ってください。



■ 屋内の備え

- ・家屋の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようにあらかじめ固定しておくことが大切です。
- ・倒れた家具は外へ逃げる障害にもなりますので、避難経路沿いにはなるべく物を置かないようにする必要があります。

災害に備えて屋内を点検

安全のために、以下のようなおことも大切です。

- 大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置くようにする。
- 玄関や廊下に家具や荷物を置かない。(避難時の妨げになる。)
- 高齢の方や子どものいる部屋や寝室には、倒れやすい家具は置かない。

ガラスの破片によるけがを防止するため、運動靴などを身近に用意しておく。

タンスなど背の高い家具はL型金具やつっぱり棒で固定する。

火災警報器を設置する。

窓などの板ガラスには、飛散防止フィルムを全面に貼る。

カーテンは防災処理を施したものにします。

引き出しや開き扉には、飛び出し防止器具を取り付ける。

ストーブ使用時、近くに燃えやすいものを置かない。

家具類の安全対策

大きな地震では、家具の転倒や食器等の散乱により、避難が遅れたりケガをすることもあります。これらのケガを防ぐために、自宅の家具にL字金具等を取り付け、家具の転倒防止を行いましょう。

壁への穴あけ等が難しい賃貸住宅では、つっぱり棒や粘着性マットなどを効果的に使用して備えましょう。

すぐできる転倒防止対策

- 家具の下に滑り止めマットを敷く。
- 重いものを下に、軽いものを上に収納して倒れにくくする。
- 家具と天井の隙間を、弱粘着性のマットを挟んだダンボール箱などでつめ、天井と箱の隙間は2cm以内にする。

家具類の転倒防止

【タンスなどの大型家具】	【液晶テレビ】	【その他の転倒防止対策】
<ul style="list-style-type: none"> ■ L型金具やヘルト式器具などで家具と壁を固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ本体とテレビ台をボルトなどで固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 二段重ねの家具は、連結固定器具で上下を連結して一体化させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ ストッパー式器具で家具を壁側に傾斜させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ本体とテレビ台をストラップ式器具や粘着性マットなどで固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き出しや開き扉には、飛び出し防止器具を取り付ける。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 家具と天井の間をつっぱり棒などで固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ本体と壁や柱をロープとヒートン(金具)などを利用して連結する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本棚などには、落下を防ぐ抑制テープや器具を取り付けるか、すべり止めシートを敷く。

感震ブレーカー

感震ブレーカーとは？ 強い揺れを感じると自動的に電気の供給を遮断する器具です。破損した電化製品や電気配線が通電時に発火することなどが原因として発生する「**通電火災**」を防ぐことができます。

- 1. 配電盤型**
分電盤に電気遮断機能をつけたもの。基本的に全ての電気が遮断されます。
- 2. コンセント型**
コンセントに差し込むタイプと、既存のコンセントと取り替えて差し込むタイプがあります。
- 3. その他 (簡易タイプ)**
分電盤におもり玉などを貼り付け、玉の落下により電気を遮断するものがあります。

■ 非常用持ち出し品

・大きな災害の後は、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることが考えられるので、以下のような備蓄品を準備しておいてください。

飲料水・生活用水

☐ 3日分の飲料水の備蓄
(1人×3リットル×3日)

☐ 飲料水 ☐ 水筒



食料品等

☐ 3日分の食料の備蓄

☐ レトルト食品

☐ おやつ

☐ ビスケット

☐ 缶詰

☐ 紙コップ

☐ ラップ

☐ 簡易食器

☐ 粉ミルク

☐ おやつ

☐ ビスケット

☐ 缶詰

医薬品等

☐ 救急用品 (消毒液、傷薬、ガーゼ、包帯、ばんそうこう)

☐ 常用薬

☐ カット綿

☐ 使い捨てカイロ

☐ はさみ

☐ ピンセット

☐ 救急用品

☐ スプーン

☐ ラップ

☐ 簡易食器

☐ 粉ミルク

☐ おやつ

☐ ビスケット

☐ 缶詰

☐ 紙コップ

☐ ラップ

☐ 簡易食器

☐ 粉ミルク

☐ おやつ

☐ ビスケット

☐ 缶詰

■ 避難時の心得

- ・ 日頃から、災害に備えた家屋の点検や補強を行い、家族での役割分担や非常用持ち出し品の準備をして、万一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心がけてください。

日頃から確認しておくこと

家族みんなで備える

日頃から家族で話し合い、災害時の連絡方法や家族の役割分担、避難時の集合場所や避難所を確認しておきましょう。



家族の役割分担を

避難するときに持ち出す荷物を担当する人、火の始末をする人、電源（ブレーカー）やガスの元栓を締める人、高齢の方の安全を守る人などの役割を決めておきましょう。



非常用持出品は

避難するときの荷物は必要最小限とし、食料は調理の手間や水をあまり使わないレトルト食品、インスタント食品を選びましょう。



避難所と避難経路の確認を

自宅や学校・勤務先から避難所への避難経路も確認しておきましょう。平常時には実際に歩いて安全に通行できるかを確認しておきましょう。



地震発生時の避難行動

一斉安全確保（シェイクアウト）

地震発生！



まず低く

DROP!



頭を守り

COVER!



動かない

HOLD ON!

※イラスト提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

地震の揺れから身を守る「安全行動①-②-③」

- ①まず低く…強い揺れで自分が倒れる前に体勢を低くして地面に近づく。
- ②頭を守り…固定された机やテーブルの下に入って（なければ腕や荷物で）頭を守る。
- ③動かない…揺れが止まるまで動かず、じっとしている。慌てて外に出ない。

自宅や建物内にいる場合

揺れを感じたら

【火元を確認】

- 揺れているときに火を消すのはナベなどが倒れて、ヤケドのおそれがあり危険。
- 揺れがおさまったらすべての火を消す。
- 避難するときはガスの元栓を開め、電気のブレーカーを切る。



【落ち着いて行動する】

- 慌てて外に飛び出さない。
- 割れたガラスの破片などでけがをしないように運動靴等を履く。



【出口を確保する】

- 玄関や窓を開けて出口を確保する。
- 玄関や窓が再び閉まらないように、手近なものを挟みこんでおく。



揺れがおさまったら

【家族の安否を確認】

- 声をかけて家族の安否を確認する。
- 離れている家族とは、あらかじめ決めておいた方法で安否を確認する。（集合場所に集まる、災害用伝言ダイヤルの利用、親類への伝言など）



【近所の人々の安否を確認】

- 近所の人に声をかけて安否を確認する。
- 身体の不自由な方やお年寄りには特に注意を払う。
- マンションの場合は、エレベーターに人がとり残されていないか確認する。



【正しい情報を入手する】

- テレビやラジオ、防災行政無線などから正しい情報を入手する。
- デマやうわさに惑わされない。



【みんなで避難】

- なるべく複数人で集まって避難する。



外出先にいる場合

揺れを感じたら

【道路・路地】

- ブロック塀や自動販売機、電柱など転倒・倒壊のおそれがあるものそばから離れる。
- 窓ガラスや看板などの落下物に注意し、頭をかばんなどで保護する。



【繁華街・大きな建物】

- 商品棚から離れ、柱や壁際に身を寄せる。
- 最新のビルや地下街は、耐震性が高いので、無理に外には出ない。
- 店舗では場内放送や係員の指示に従って行動する。



【地下街】

- 停電時は、非常照明がつくまで落ち着いて待つ。
- 館内放送や係員の指示に従い、落ち着いて避難する。
- 火災発生時は、ハンカチなどで口と鼻を覆い、壁伝いに這うようにして移動する。



【エレベーター内】

- すべての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りる。
- 閉じ込められた場合は、非常用電話で助けを求める。



【運転中】

- 徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車してエンジンを切る。
- 揺れがおさまるのを待ち、カーラジオで情報入手する。
- 避難するときはキーはつけたままにし、ドアをロックしない。



【電車・バス】

- 立っている場合はつり革、手すりにつかまり、緊急停車・急ブレーキに備える。
- 座っている場合は姿勢を低くして頭部を守る。
- 乗務員の指示に従う。



津波から身を守る

旅行先など海岸や海に近い場所で地震を感じたら、揺れへの対応に加え、津波に注意しましょう。

- 「強い揺れ」や「弱くても長い揺れ」を感じたり、「津波警報」「津波注意報」を見聞きしたら、すぐに避難を始め、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難しましょう。
- 津波は何度も発生し、あとから来る津波の方が高くなる場合があります。
- 「津波警報」「津波注意報」が解除されて安全が確認されるまでは、決して海岸には近づかないようにしましょう。
- あらかじめ「津波避難場所」や「津波避難ビル」の場所、高台などへの経路を確認しておきましょう。

津波標識



津波注意



津波避難場所



津波避難ビル

洪水のおそれがあるときの避難行動

危険な場所に近づかない

河川などの様子を見に行くなどの行動は控えましょう。またアンダーパスや周囲より窪んでいる場所などは冠水の恐れがあります。局地的な豪雨により都市型水害が起こる可能性もあります。危険な箇所を避ける避難経路を日頃から確認しておきましょう。



情報収集と自主避難

テレビ・ラジオ・インターネットなどで気象、災害、避難に関する情報を入手しましょう。

洪水の危険が迫ったときは、市や消防団からの避難の呼びかけがあります。

また、指示がなくても危険を感じた場合は自主避難を心がけましょう。



あわてずに避難

動きやすい服装で運動靴を履いて避難するようにしましょう。避難先を確認し知人などに避難の旨を連絡しておきましょう。



協力しあって避難

単独での避難はできるだけ避け、避難が困難な方をご近所の方などと助け合って避難しましょう。また車での避難は、冠水で動かなくなったり、緊急車両の妨げになることがあるため避けましょう。



避難時の注意点

浸水の深さが高くなる前に早めに避難するようにしましょう。外れたマンホールや側溝などの危険があるので、棒を杖代わりにするなど、安全に注意して避難しましょう。



避難が困難なとき

歩ける水の深さはひざ下程度までと言われており、それ以上浸水したときの避難はかえって危険です。やむを得ず避難所などへの避難ができない場合は、近くの頑丈な建物の上層階への避難、それも困難なときは家の中のできるだけ安全で高い場所に避難しましょう。



地下空間（地下室、地下街、地下駐車場など）の危険性

屋外の様子がわかりません

地下室などでは外の様子がわからないので、気象情報等に注意が必要です。また、屋外の天候に変化があったときは地下室内の人にも知らせましょう。



階段は上れません

地上が冠水すると、換気口や採光窓など、思わぬところから水が入ることがあります。また、流れ落ちる水の勢いで階段は上れないおそれがあります。



停電するおそれがあります

浸水すると停電するおそれがあります。

停電すると電灯が消え地下空間が真っ暗になったり、エレベーターが使えなくなったりします。



ドアが開きません

地上から流れ込む水の圧力で、ドアを開けることができなくなります。

30cmの浸水で成人男性でもドアを開けるのが困難になります。早めの避難が必要です。



2. 防災資機材等の備蓄

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成等を見て、どのような資機材を備えるのがよいか、市、消防機関の指導を受けて十分検討することが必要となります。

防災資機材としては、以下のようなものが考えられますが、地域の実情に応じ必要なものを選択して下さい。

富士見市では自主防災組織に対する助成を行っていますので、市役所にお問い合わせ下さい。

情報収集・伝達用	メガホン、ラジオ、トランシーバー
初期消火用	三角バケツ、消火器、ホース、バケツ、砂袋、消火器、ヘルメット
水防用	防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋
救出用	ロープ、スコップ、折りたたみ式ハシゴ、バール、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、ヘルメット
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易トイレ
避難用	カンテラ、懐中電灯、ヘルメット、防災ずきん、誘導旗、ロープ、ハンドマイク、警笛
給食・給水用	アルファ米、カンパン、飲料水、かま、なべ、はんごう、食器、コンロ、ろ水機、ガスボンベ
その他	リヤカー、一輪車、ビニールシート、投光器、携帯電話用充電器、作業服、帽子、カッパ、腕章、防災倉庫

3. 避難行動要支援者対策

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

他方で、民生委員の死者・行方不明者など、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供できることが定められました。

地域社会において避難行動要支援者の安全を確保することは、地域全体の安全を向上させることにもつながることから、避難行動要支援者の状況を知る市町村をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体等とも連携しながら普段から情報共有するなど、総合的に取り組む必要があります。

避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、当該地域に居住する高齢の方、障がいをお持ちの方、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。また、地理や災害に関する知識が乏しく日本語を解せない外国人、妊産婦や子どものほか、観光地等では旅行者等も広い意味で避難行動要支援者にあたる場合もあります。

避難行動要支援者への支援は、主に情報及び行動への支援が挙げられますが、それぞれの状態によって支援すべき内容が異なるため、注意が必要です。

(1) 地区内の避難行動要支援者の把握及び名簿の管理

避難行動要支援者の把握にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき市から提供される避難行動要支援者名簿のほか、真に支援が必要と認める方が支援対象から漏れることのないよう、自主防災組織においても、住民と接する機会を捉えて避難行動要支援者の把握に努めることが重要です。

なお、市から提供された避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき、その名簿情報の提供を受けた個人に守秘義務が課せられているため、適正な情報管理を図る必要があります。

(2) 避難行動要支援者への支援方法の整理

市や民生委員、社会福祉協議会、町会・自主防災組織、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と打合せを行った上で、災害時に「誰が、どこに、どのように避難支援するか」、つまり避難支援者、情報伝達の方法、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段などを整理するよう努めます。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要です。

(3) 災害時の外国人支援など

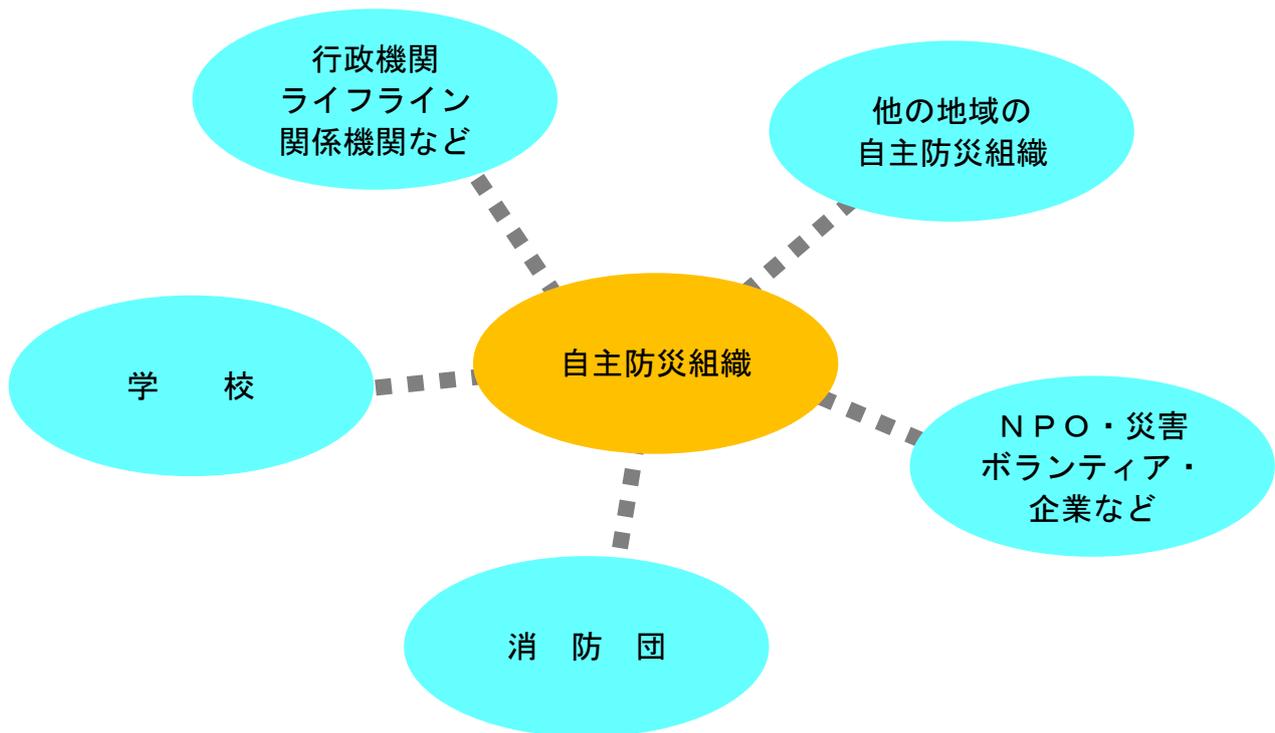
地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行う必要があります。同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められます。

4. 協働による自主防災組織の活性化

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうと自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織と情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一つのだけとは限らないので、相互に情報を伝達し合い、助け合わなければなりません。

また、自主防災組織は、防災関係機関の指導や助言、助力を必要とする面もあります。日常活動や防災訓練の際に、防災関係機関や消防団、防災士、災害ボランティア、学校、事業所、民生委員や福祉団体等と協力して実施するなど、日頃から様々な機関と連携しておくことが大切です。



<p>他の地域の 自主防災組 織との連携</p>	<p>災害時には避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日頃からコミュニケーションを取り、災害時に協力して混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心掛けましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自主防災組織との定期的な会合 ・ 災害時の応援協力体制の確立 ・ 合同訓練（講演会等の催し物）の開催 ・ 避難所の運営体制の構築 ・ 保有する資機材情報の共有
<p>消防団との 連携</p>	<p>日頃から火災予防や初期消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。したがって、平常時から地域の防災訓練、消防団と密接な連携を取ることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の防災訓練への参加 ・ 可搬ポンプの使用方法などの指導 ・ 消防団の保有する資機材情報の共有・災害時の救出・救助、誘導などの連携
<p>地域の事業 所との連携</p>	<p>地域内にどんな事業所があるか把握しておくことは非常に重要です。平日の昼間発災した場合など、事業所から保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力など、災害時に応援を得られれば非常に心強い存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど、日頃から密接な連携をとることが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時（訓練時）の協力体制の構築 ・ 事業所を交えた訓練の実施 ・ 事業所が保有する資機材の提供 ・ 救出・救助、避難行動要支援者の避難などへの従業員の協力 ・ 避難施設としての施設の開放
<p>学校（教員） との連携</p>	<p>学校は避難所となっており、学校の教職員も避難所運営の支援に関わることとなります。災害時に混乱しないように、学校区内の自主防災組織と学校の間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営についての体制の確立 ・ 学校施設の状況や保有する資機材の確認
<p>その他の 人材・団体 との連携</p>	<p>地域内には、その他にも、防災士、災害ボランティアをはじめ、医師（医療機関）、民生委員、福祉団体、PTA、消防団、日赤奉仕団といった、防災活動に関わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体や福祉施設などと連携を取り協力体制を整えておくことが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し訓練などへの協力 ・ ボランティアの受入調整 ・ 避難行動要支援者への支援

5. 避難計画の策定

町会・自主防災組織は、各地域の災害時危険箇所、避難場所、避難行動要支援者等の情報を把握し、地域の実情を踏まえた具体的な避難計画の策定に努めます。

特に、避難行動要支援者については、市が居住地・緊急連絡先・避難支援内容等を記載した避難行動要支援者名簿の作成及び、名簿情報に基づいた個別の避難支援計画を作成し、本人の同意を得た上で、その情報を関係機関、町会・自主防災組織、民生委員等と平常時から共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築します（「3. 避難行動要支援者対策」参照）。

6. 地区防災計画の策定

地域の防災力の向上を図るため、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等について町会・自主防災組織が定める計画を「地区防災計画」といいます。

町会・自主防災組織は、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地域の実情を踏まえた地区防災計画の策定に努めます。

III. 防災訓練の実施

1. 防災訓練の目的

災害が発生したときに被害を少なくするためには、落ち着いて適切な行動をとることが重要であり、対処の仕方を事前に把握し、行動できるようにしておく必要があります。そのためには、防災訓練を繰り返し行うことが重要です。

防災訓練を積み重ねることにより、災害が発生したときに適切な行動をとれるよう、日頃から準備しておきましょう。

2. 防災訓練の実施方法・進め方

■ まず訓練の実施計画をたてます！

☆どのような訓練をどんな内容で行うか？

訓練の組立ては、できるだけ多くの人々が各種の訓練に参加できるようにする必要があります。また、簡単にできるものから高度なものへと繰り返し行うことが大切です。

防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の使用方を認識してもらう良いチャンスです。地域の特性に合わせ、防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくするための工夫が大切です。



炊き出し訓練

☆どのような人が何人くらい参加するか？

参加者層（子ども・主婦・お年寄り等）、参加人数を把握する必要があります。要配慮者や外国人の方にも積極的に参加してもらうよう、平常時からのコミュニケーションが大切です。

☆参加しやすい日時か？

多くの住民が参加できるよう、必要に応じて参加対象者の希望をとるなどして、日時を選定することが大切です。

☆訓練の内容などに適した場所か？

対象者が集まりやすい場所か、予定人員が収容できる場所か、付近住民などの理解を得られるかについて考慮する必要があります。

学校などを会場とする場合、あらかじめ施設管理者と協議し、連携が図れるようにしておきましょう。

☆訓練開催などの広報

多くの方に参加してもらうため、回覧板や町会の連絡網などを活用して呼びかけを行うようにしてください。

また、「防災訓練（研修会）実施計画書」などを作成し、回覧板などで町会の人達に知らせるのも有効な手段です。

☆資機材

＜防災訓練で使用する資機材＞

拡声器、筆記用具、ラジオ、消火器、非常用発電機、オイルパン、灯油、水槽、バケツ、てんぷら油火災用鍋、模擬建物、ロープ、毛布、副子、三角巾、救助訓練用人形、AED（自動体外式除細動器）※など

※AED：心室細動などの不整脈をおこし、突然心停止に陥った心臓に電気ショックを与えてもとの状態に戻す救命器具です。携帯型で、音声ガイドに従って操作すれば誰でも簡単に使用可能です。心停止後、3分以内に除細動を行えば、4人中3人は助かると言われています。

○資機材の貸し出しについては、市または消防署にご相談ください。

■ 訓練の指導

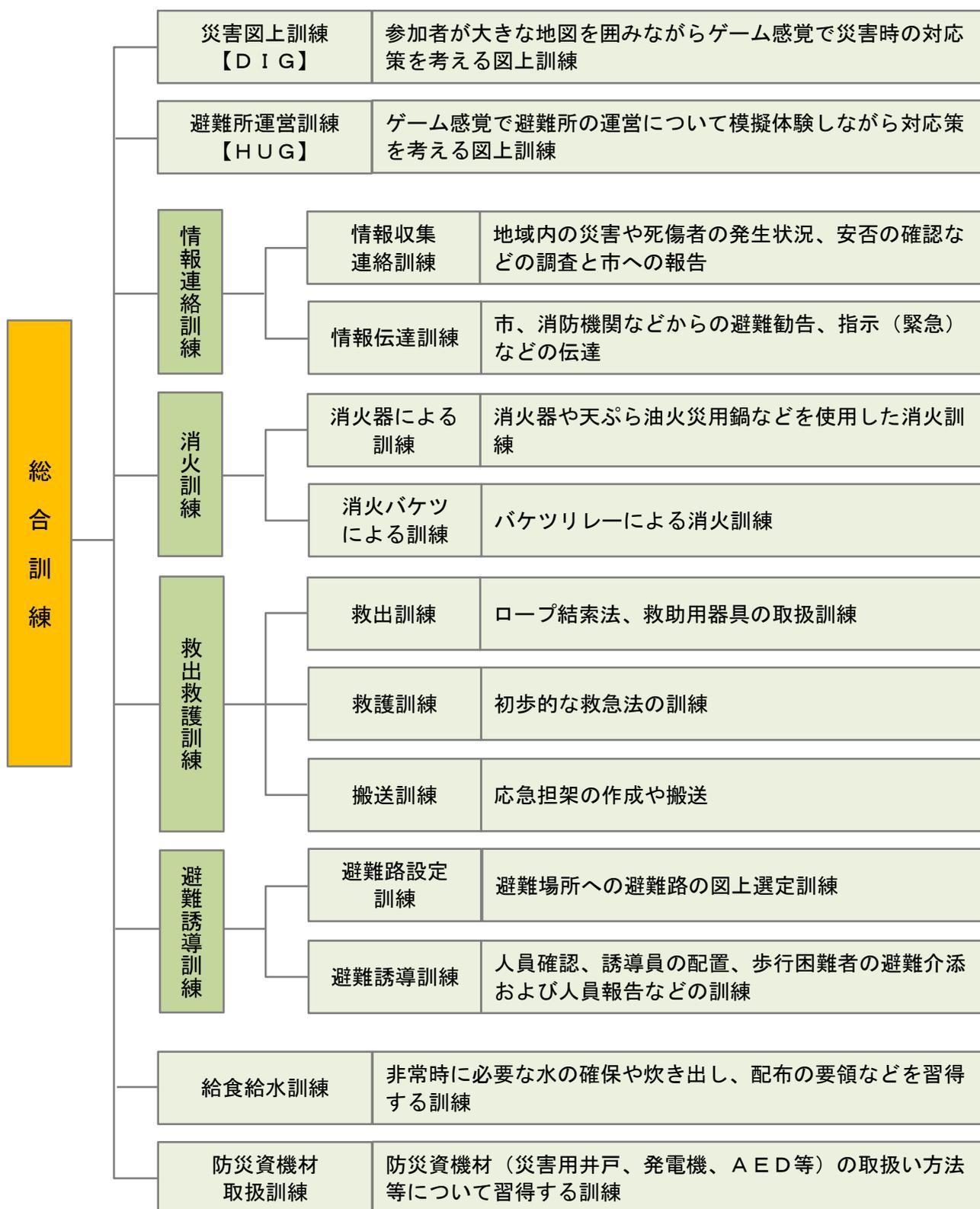
訓練は、できるだけ消防機関などの指導を受けるようにすることも有効です。このためにも、訓練の予定日時を決めたうえで、指導の可否について事前に電話などで市役所又は消防署にお問い合わせください。

■ 訓練終了後の反省会の開催

訓練後は反省会を開き、今後の防災や訓練のあり方について参加者全員で話し合うなど、次回の訓練に活かすことが大切です。

3. 各種訓練の概要

防災訓練には、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練、防災資機材取扱訓練等があり、これらを個別に行う訓練（個別訓練）と総合して行う訓練（総合訓練）に区別されます。



■ 災害図上訓練「DIG」

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

DIGでは、参加者が大きな地図を囲み、みんなで避難所や消防署、市役所等の防災関係機関や周辺河川、幹線道路、線路等をマーキングした上に、地域で想定される地震の揺れの大きさや浸水想定等の被害状況を書き込みながら議論をしていきます。

その中で、地域に起こるかもしれない災害をより具体的なものとしてとらえていき、ゲーム感覚で災害時の対応を考えることができます。

【DIGの特徴】

- ・参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進めていきます。
- ・地図に書き込みをすることで、地域の防災マップが出来上がります。
- ・決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかかりません。
- ・日頃気付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します。



（出典）埼玉県災害図上訓練DIGテキスト

■ 避難所運営ゲーム「HUG」

参加者がゲーム感覚で避難所の運営について考える災害図上訓練のことで、Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

HUGでは、避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事に対応していくかを模擬体験するゲームです。

【HUGの特徴】

- ・プレイヤーは、このゲームを通して要配慮者への配慮をしながら部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置などの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出しあったり、話し合ったりしながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます。

IV. 災害時の活動

1. 災害が発生した場合の自主防災活動

(1) 地震が発生した場合

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
地震	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の間揺れに注意し、まず、机の下に隠れるなど身を守る ・非常脱出口の確保（ドア、窓を開ける） 	
1～3分	揺れがおさまった	<ul style="list-style-type: none"> ・素早く火の始末 ・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難 ・火元の確認（ガスの元栓閉め、電気スイッチ・ブレーカー切る） ・火が出ても落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴・スリッパを履く（ガラス破片が散乱して危険） 	
3～5分	隣近所の安全確認、出火防止、初期消火、余震に注意	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所に声をかける ・近所に火は出していないか確認 ・火が出ていたら大声で知らせる（消火器で初期消火） ・漏電、ガス漏れ、余震に注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い（要配慮者の安全確保、行方不明者・ケガ人はいないか確認） ・出火防止の呼びかけ ・初期消火
5～10分		<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやラジオ、防災行政無線などにより情報確認 ・避難にはなるべく車を使わない ・避難の際、ブロック塀、ガラス、がれきに注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織活動 ・情報班による地域内の被害情報収集 ・市からの情報を住民へ正しく伝達
10分～数時間	火災の発見、家屋の倒壊発見、負傷者発見	<ul style="list-style-type: none"> ・消火・救出活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火班による初期消火活動 ・救出・救助班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・困難な場合は消防署などへ出動を要請する ・避難行動要支援者の避難の支援
数時間～数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力して秩序にある避難生活を ・壊れた家には入らない ・水・食料は蓄えているものでまかなう 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に協力して、避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づき秩序ある避難所運営 ・要配慮者に対する配慮 ・災害ボランティアとの連携

(2) 水害が発生した場合

経過時間 (目安)	状 況	各個人の行動	自主防災活動
	大雨・洪水注意報・警報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ・ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ・防災グッズの準備 ・災害・避難カードの確認 ・自宅保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の準備
河川氾濫 18時間前	水防団待機水位到達		<ul style="list-style-type: none"> ・組織活動 ・情報班による地域内の被害情報収集 ・市からの情報を住民へ正しく伝達
	氾濫注意水位到達	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の開始
4時間前	避難判断水位到達 (台風上陸) 避難準備・高齢者等避難開始発令	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、防災メール、ホームページ、スマートフォンアプリ等による高齢者等避難開始の受信 ・高齢者等は避難開始 ・避難準備(要配慮者以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難の支援
3時間前	氾濫危険水位到達 避難勧告発令	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、防災メール、ホームページ、スマートフォンアプリ等による避難勧告の受信 ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導
0時間	堤防天端水位到達・越流 避難指示(緊急)発令	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、防災メール、ホームページ、スマートフォンアプリ等による避難指示の受信 ・避難完了 ・最終的な危険回避行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域の住民を全員避難
数時間～ 数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力して秩序にある避難生活を ・水・食料は蓄えているものでまかなう 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に協力して、避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づき秩序ある避難所運営 ・要配慮者に対する配慮 ・災害ボランティアとの連携

■ 土のうの配備場所

市では、大雨に備えて以下の場所に土のうを配備し、市民への貸出しを行っています。平常時から自宅等に土のうを準備しておくようにしましょう。

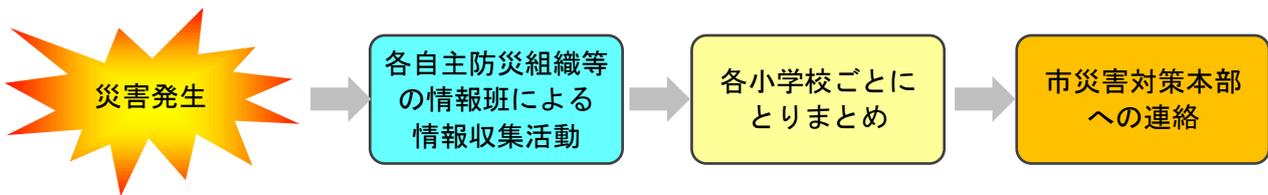
【配備場所】

- ・国道254号バイパス高架下
- ・山室集会所
- ・渡戸東集会所
- ・諏訪集会所
- ・丸池集会所
- ・新幸酒店
- ・北袋ちびっこ広場

2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策本部に報告してください。

- ◆ 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ◆ 情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にする必要があります。なお、最近はパソコンやスマートフォンなどによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮する必要があります。
- ◆ 被害報告を受けた情報班長は、被害状況を会長に報告をして組織内に周知するとともに、市災害対策本部などの防災関係機関に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ◆ 防災行政無線や市の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、混乱が起こらないようにすることが大切です。



市・消防機関が必要とする情報

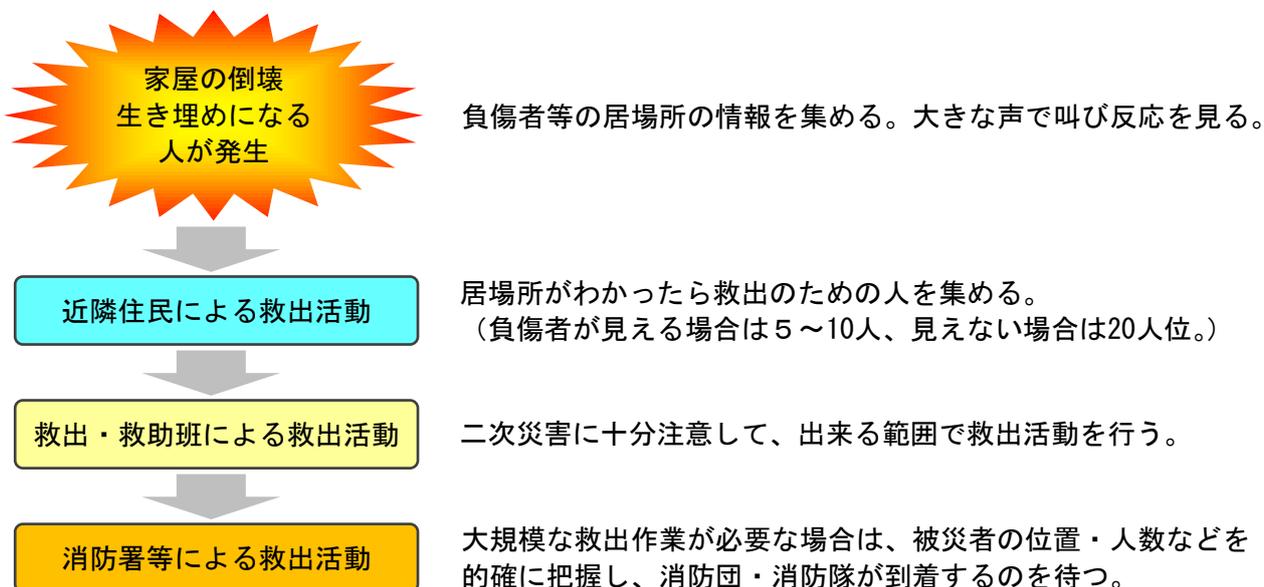
- 人的被害
死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）
- 住家被害
全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水
- 公共施設の被害
- 公共土木施設の被害
道路、橋梁、河川 など
- ライフライン被害
水道施設、交通施設、ガス施設、下水道施設、電気・通信施設 など
- 火災
- 田畑の被害
- その他の被害
がけ崩れ など

情報の収集手段

- 防災行政無線放送
- 防災行政無線電話応答サービス
(TEL : 049-265-3030)
- テレビ・ラジオ等の報道機関
- 防災メール・緊急速報メール等
- ホームページ
・ 富士見市ホームページ
・ 気象庁ホームページ
・ 国土交通省 川の防災情報
・ 砂川堀雨水幹線水位監視システム など
- ツイッター・フェイスブック等 SNS
- その他スマートフォンアプリ等

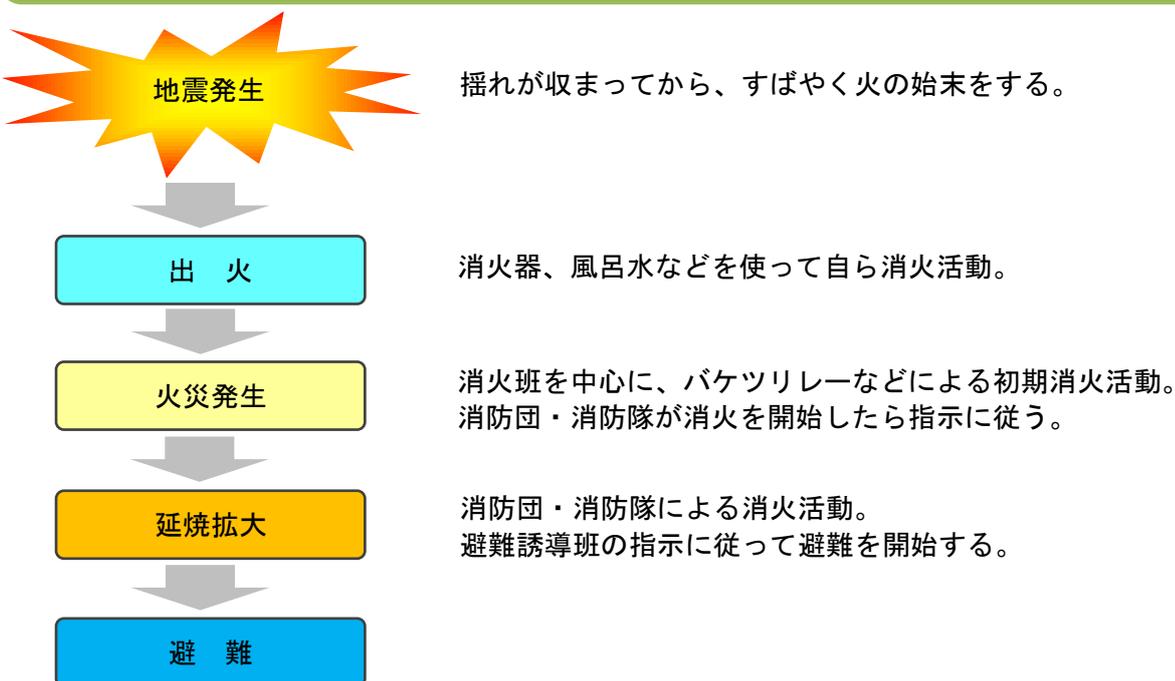
3. 被災者の救出活動

大規模災害発生時には家屋の倒壊などにより生き埋めになる人が発生することが予想されます。まず自分の身の安全を確保してから、消防団・消防隊が到着するまで、地域の自主防災組織が協力して出来る範囲で救出・救助にあたってください。ただし、二次災害の危険性がありますので決して無理な救出活動は行わないようにしてください。



4. 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしてください。ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団や消防隊が到着したらその指示に従うようにしてください。



5. 救護活動

大規模災害が発生すると、多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は、市が設置する救護所（各小中学校）に搬送するようにしてください。

6. 避難行動

住民の生命や身体に危険が生ずる火災の危険が切迫している場合、危険地域の住民に対し、市から避難勧告や避難指示（緊急）などが発令されます。

その場合、自主防災組織（避難誘導班）が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。そのためには、事前に防災関係機関とも十分に協議した避難計画を作成し、関係住民に周知徹底しておく必要があります。

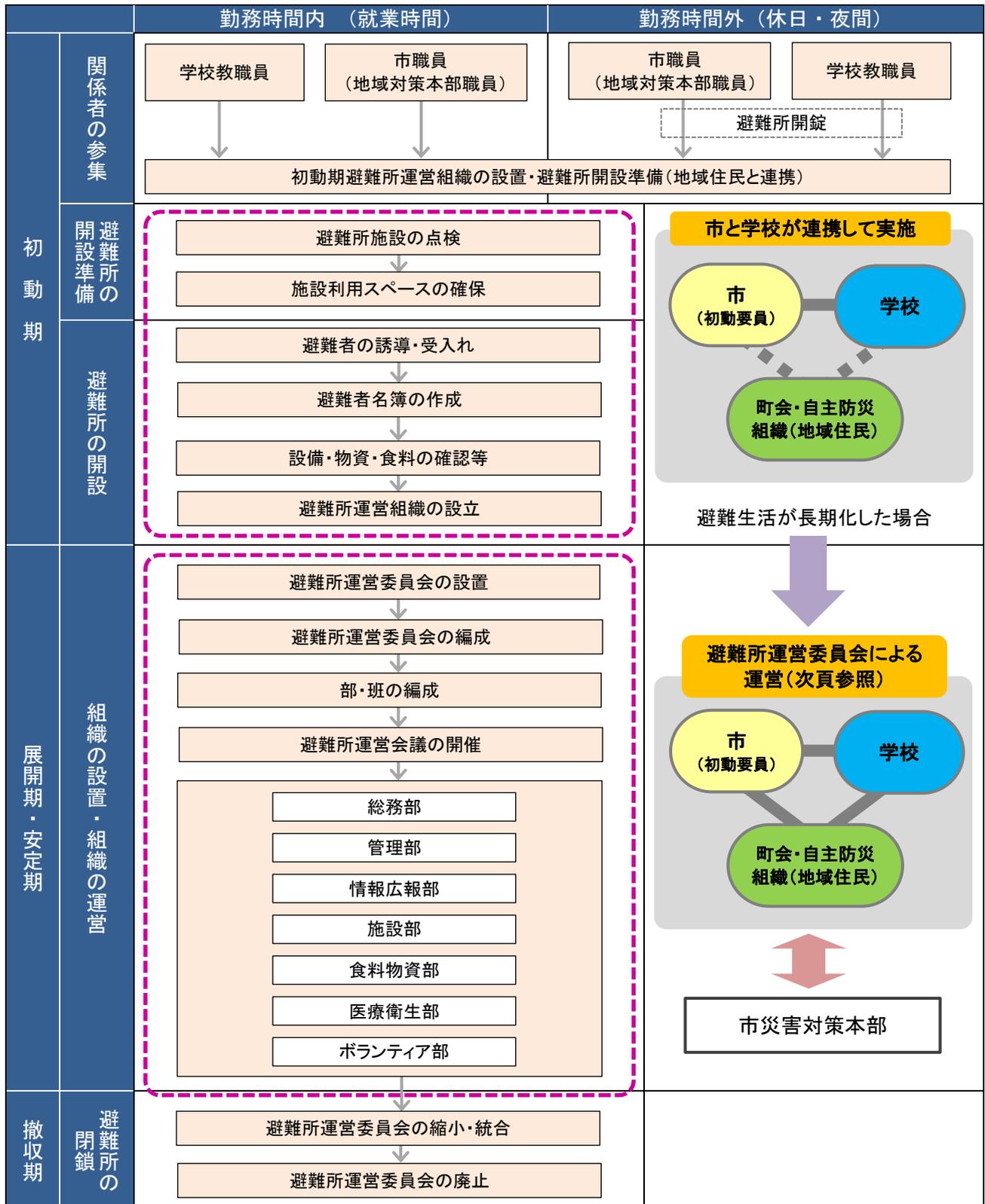
避難計画策定にあたっての留意点

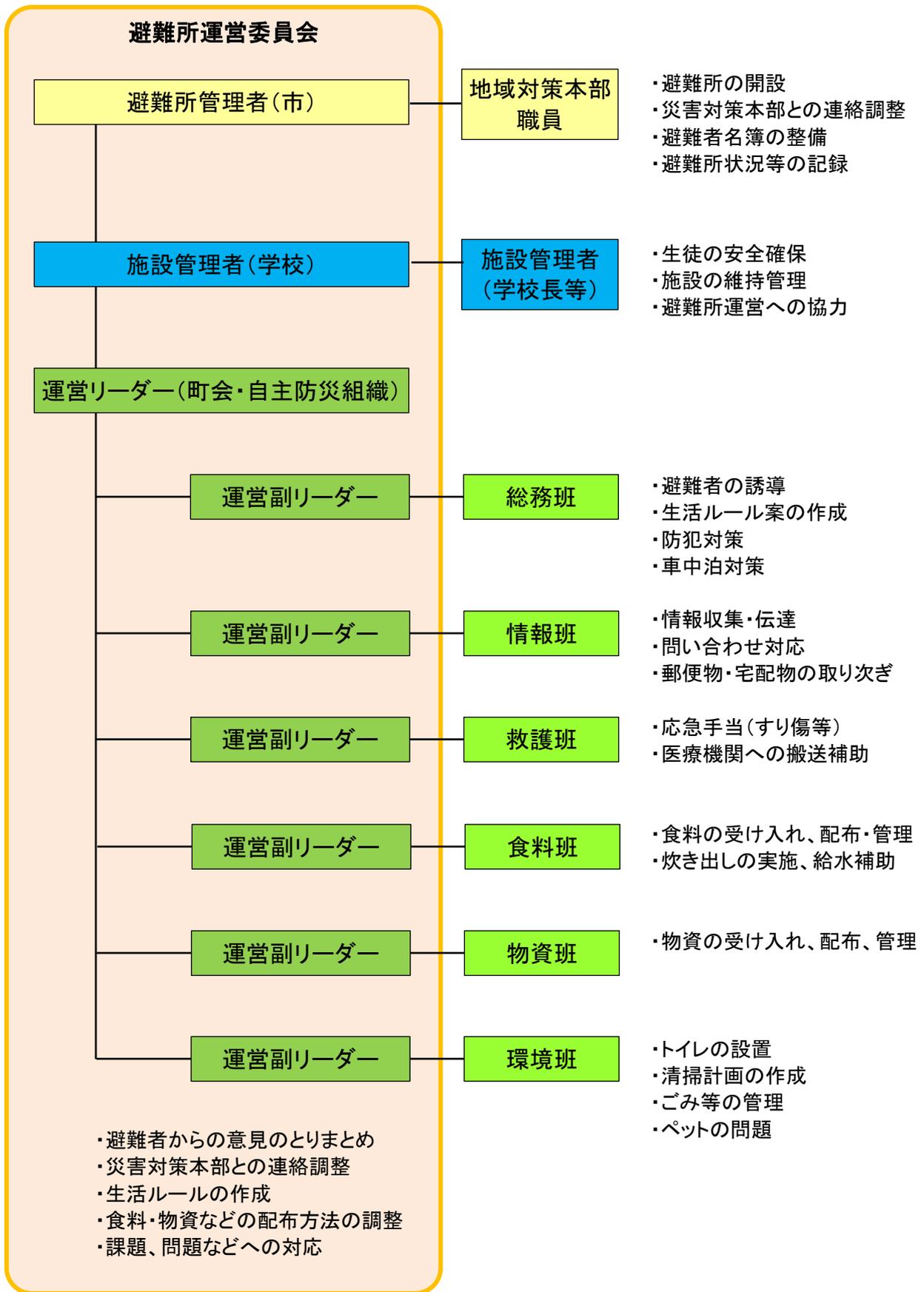
- ◆ 住民がよく知っている広くて危険のない場所を、あらかじめ集合場所、避難場所として決めておく。
- ◆ 避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従ってまとまって避難できるようにしておく。
- ◆ 自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、3パターンほど選定しておく。
- ◆ 要配慮者に対する配慮をし、全員が安全に避難できるように便宜を図る。
- ◆ 日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく。

7. 避難生活（避難所運営）

避難生活は、災害によるショックや共同生活の不自由さ、不便さを強いられるため、決して快適なものではありません。お互いに助け合って少しでも過ごしやすくなるように、自主防災組織が中心となって、避難住民の生活の秩序を保つ必要があります。高齢の方、障がいをお持ちの方など要配慮者へは、特に温かい配慮が必要になります。

詳細な内容については、「避難所運営マニュアル」や「避難所カルテ」を参照してください。





メモ

A series of horizontal dashed lines, spaced evenly down the page, intended for writing notes. The lines are light blue and extend across the width of the page.

発行 2018年（平成30年）10月

富士見市 自治振興部 安心安全課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話番号 049-251-2711（市役所代表）